

令和8年4月1日～令和11年3月31日

一般財団法人 上越環境科学センター 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日～2029年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性職員 … 取得率30%以上

女性職員 … 女性職員全体と有期雇用の女性職員それぞれについて、
取得率80%以上

<対策>

- 2026年4月～ 育児休業等の制度内容のガイドを作成する。
- 2026年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直しなど）・実施。
- 2026年12月～ 対象者及び上司への個別説明・面談。

目標2：全職員の法定時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする。

<対策>

- 2026年4月～ 時間外労働の申請・承認等の管理をシステム化する。
- 2026年10月～ 時間外労働の原因を調査し、所定時間外労働が多い職員へ個別指導及び特定の職員に所定時間外労働が集中しないよう管理する。
- 2027年4月～ 恒常的に時間外労働が多い職場について、改善策を部門長と検討し、随時啓発活動を行い、時間外労働の削減を推進する。